



平成 27 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社ジャストシステム  
代 表 者 名 代表取締役社長 福良 伴昭  
(コード番号 4686 東証第一部)  
問 い 合 わ せ 先 経営企画室経理グループ長 原 敏文  
TEL 03-5324-7900 (代表)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成27年6月25日開催予定の第34回定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

#### 1. 変更の理由

- (1) 今後の事業展開に対応するため、現行定款第2条(目的)に事業目的を追加するとともに、一部記載を変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第27条(社外取締役との責任限定契約)及び現行定款第34条(社外監査役との責任限定契約)の一部を変更するものであります。なお、現行定款第27条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(7) (条文省略) (8) <u>事務用品の仕入・販売</u>	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(7) (現行どおり) (8) <u>物品の製造、仕入、販売、賃貸及び輸出入業務</u>
(9) 労働者派遣事業 (10) (条文省略) (新設)	(9) <u>労働者派遣事業及び有料職業紹介事業</u> (10) (現行どおり) (11) <u>古物の売買、仲介及び受委託販売</u>

(新設) (新設) (新設) (11) (条文省略)	(12) 広告業及び広告代理業務 (13) 市場調査及びマーケティングに関する業務 (14) 通信教育事業 (15) (現行どおり)
( <u>社外取締役との責任限定契約</u> ) 第 27 条 (新設)  当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金 500 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u>	( <u>取締役の責任免除</u> ) 第 27 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金 500 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u>
( <u>社外監査役との責任限定契約</u> ) 第 34 条 (新設)  当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金 500 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u>	( <u>監査役 of 責任免除</u> ) 第 34 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金 500 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 25 日

定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 25 日

以上